

## 福島県観光誘客PR隊事業仕様書

## 1 業務の名称

この業務は、福島県観光誘客PR隊事業（以下、「本業務」という。）と称する。

## 2 業務内容

以下の業務を委託する。

(1) 観光PR隊を編制し、新しい本県らしさを表現したパフォーマンス等を用いた広報・啓発活動の実施。

ア 観光PR隊には、広報・啓発活動を想定した研修を実施し、本事業に必要な技術（パフォーマンスを含む）を習得させること。

なお、本県は県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわきの7つの地域特性があることから、それぞれの特徴をあらわした観光PRを行うこと。

イ 多くの集客が見込め、県内外で開催される観光・教育・福祉・農業・スポーツ等、幅広い分野のイベントでの観光PRや、令和8年4月1日～6月30日に開催される「ふくしまデスティネーションキャンペーン」及び令和7年4月1日～6月30日に開催される「ふくしまプレデスティネーションキャンペーン」への誘客につながる広報・啓発活動（SNSでの情報発信を含む）を行うこと。

ウ 県外では、首都圏等での商談会や観光物産展等における観光PRを実施し、メディアへの露出等、効果的な広報・啓発活動の企画立案を行うこと。

エ パブリシティや広告の情報について企業の持つネットワーク等を活用して積極的に収集し、県内外のテレビや出版などのメディアへの露出を行うこと。

オ パフォーマンスの他、福島県ならではの民芸品への絵付け体験、着ぐるみグリーティング、パンフレット配布等の各種観光PRを実施すること。

カ 八重たん、キビタン、ラッキーの着ぐるみを適切に管理すること。

キ その他、福島県観光交流課が要請するイベント等（企画・運営・進行含む）に対応すること。

ただし、イ～カについては、あらかじめ委託者に承認を得ること。

また、新型コロナウイルスの影響や災害等により活動が縮小される場合においても、社会情勢等を鑑みて相応しいと思われる観光物産PRに資する展開を企画し、甲乙協議の上実施すること。

(2) 上記(1)の活動に使用する消耗品（ノベルティ等）の製作

(3) 上記(1)のマネジメント

(4) 委託者のほか、福島県や福島県観光物産交流協会とも連携し、SNS等を活用した情報発信

(5) 上記(1)～(4)の活動に関する報告 他

## 3 従事者

(1) 本業務には次の最低6名が従事することを想定していること。

ア マネージャー兼パフォーマー1名以上

イ パフォーマー 5名以上

(2) 上記(1)の従事者は次の業務に従事すること。

ア マネージャー兼パフォーマーについて

- ・ 本業務の統括
- ・ イベント等におけるパフォーマンスの演技

- ・ 2（1）に記載した各種観光PR
  - ・ その他、本業務の実施に係る一切の業務
- イ パフォーマーについて
- ・ イベント等におけるパフォーマンスの演技
  - ・ 2（1）に記載した各種観光PR
  - ・ その他、本業務の実施に係る一切の業務

#### 4 提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・ 着手届（様式第1）
  - ・ 統括責任者通知書（様式第2）
  - ・ 実施工程表（様式任意）
  - ・ その他委託者が必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・ 完了届（様式第3）
  - ・ 成果品（5 成果品提出物による）

#### 5 成果品提出物

- (1) 業務実施報告書
- (2) 制作したツール等一式
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

#### 6 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、本業務担当者と協議・調整の上、実施工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は随時本業務担当者と協議しながら作業を進めること。
- (3) デザイン等については複数案を提示し、協議による変更等についても速やかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (6) 県で所持している「キビタン」、「八重たん」、「ポケモンラッキー」の着ぐるみは無償で貸与するので、PR資材として有効活用すること。なお、修繕費やクリーニングに要する経費は受託者が負担すること。

#### 7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

#### 8 その他業務上の留意点

- (1) 著作権  
成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当委員会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(4) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(5) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議するものとする。

その他、本仕様書に記載のない細部については、本業務担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

「福が満開、福のしま。」  
福島県観光復興推進委員会長 様

受託者 住所  
名称  
代表者

着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称  
福島県観光誘客PR隊事業
- 2 委託料の額  
金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間  
着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
担当者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
（連絡先）：

「福が満開、福のしま。」  
福島県観光復興推進委員会長 様

受託者 住所  
名称  
代表者

### 統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

#### 記

- 1 委託業務の名称  
福島県観光誘客PR隊事業
- 2 委託の期間  
着手：令和 年 月 日  
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
担当者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
（連絡先）：

「福が満開、福のしま。」  
福島県観光復興推進委員会長 様

受託者 住所  
名称  
代表者

完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出  
ます。

記

- 1 委託業務の名称  
福島県観光誘客PR隊事業
- 2 委託料の額  
金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間  
着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
担当者（団体名・部署名）：  
（役職・氏名）：  
（連絡先）：